

考え得る対応・方策案

1 危険運転致死傷罪の適用範囲の拡大

【対応・方策1】

危険運転致死傷罪における危険運転行為と同等の悪質性・危険性を有する運転行為について、新たに危険運転行為として追加する。

【対応・方策2】

危険運転行為と同等とまではいえないが悪質性・危険性の高い運転行為により人を死傷させた場合について、自動車運転過失致死傷罪よりも重い法定刑とする罰則規定を設ける。

【検討課題】

危険運転致死傷罪の新たな類型に加えるべきとされた運転行為等のうち、無免許運転等のように、人の死傷との間に直接の因果関係が存しない類型については、従来よりも重い処罰が可能となるような規定を設けることができるか検討する。

2 危険運転致死傷罪の構成要件の明確化

【対応・方策1】

危険運転致死傷罪の構成要件のうち評価的な規定をより明確なものに改める。

【対応・方策2】

危険運転致死傷罪の現行規定は改めず、その意義・解釈は裁判例の蓄積に委ねる。

3 ひき逃げをした場合の厳罰化

【検討課題】

人を死傷させた後の行為について、従来よりも重い処罰が可能となるような規定を設けることができるか検討する。

4 自動車運転過失致死傷罪の法定刑の見直し

【対応・方策1】

自動車運転過失致死傷罪の法定刑を引き上げる。

【対応・方策2】

自動車運転過失致死罪の罰金刑を廃止する。

【対応・方策3】

自動車運転過失傷害罪の裁量的免除規定を廃止する。

5 その他